

適切な指導の在り方等検討委員会における委員からの意見

以下は、第1回会議（令和元年12月6日開催）及び第2回会議（令和2年8月7日開催）において、各委員からいただいた意見を集約したもの。第3回会議（令和2年10月19日開催）でいただいた提言案についての意見は含まれておりません。

1 教職員に関する提言

ア 児童生徒や保護者の気持ちや願いを理解する姿勢を持つこと

- ・ 子供たちのことを大切に、気持ちや願いを知ろうとする姿勢を持つべきである。
- ・ 子供たちの環境を理解し、自己表現できない子供たちを長い目で見て、考え、理解することが必要である。
- ・ 子供たちや保護者から見れば、学校にいる人は全て先生であることを認識すべきである。
- ・ 子供たちの個性を理解できる規範意識の高い教職員であるべきである。
- ・ 子供たちが指示されたことができないときでも、感情的にならず、一人一人異なる個性に気付き成長を見守り、支えてくれる先生であることを保護者は信じて学校へ通わせていることを理解すべきである。

イ 特別支援教育の専門性の向上を図ること

- ・ 特別支援学校の教職員は、全員が特別支援教育をしっかりと学んだ教職員であるべきである。
- ・ 特別支援学校は、児童生徒数の増加と障がいが多様化しており、一人一人に対応できる専門性が必要である。
- ・ 他の学校種や新採として、初めて特別支援学校に勤める先生も多くなっており、専門性の向上を図ることが必要である。
- ・ 子供に伝わる指導の在り方を学ぶ場、それぞれの教師が持つ指導に関する認識の違いを摺り合わせる場が必要である。
- ・ 特別支援教育の基本的な在り方が書かれたガイドラインが必要である。
- ・ 自身の指導の適切さ等をガイドラインに照らして確認したり、併せて先輩の教師に尋ねたりするなど指導の確認ができることが重要である。
- ・ 個別の指導計画等から情報を得るだけでなく、実際の子供たちとの活動の中で引き継いでいくことが必要である。
- ・ 個別の指導計画をしっかりと書き、それをしっかりと引き継ぐことが子供たちの人権を守ることにつながるという意識を教師が持つことが重要である。
- ・ 教職員が障がいに対する正しい理解、適切な実態把握、それに基づいたしっかりした関わりを行っていくことが重要である。

ウ 保護者への適切な対応スキルを身に付けること

- ・ 放課後等デイサービスなど福祉事業の充実に伴い、教師と保護者が下校時などに会う機会が少なくなっている現状を踏まえ、一層の情報共有を図る必要がある。
- ・ 学校の様子などについて、担任だけでなく副担任も積極的に保護者と話す機会が必要である。

- ・ 若手教師の保護者対応スキルの向上のため、ベテラン教師がモデルを示し、OJTによる研修を行うべきである。
- ・ 保護者対応は、大切な基礎基本の研修であり、早い時期にきちんと時間をかけて丁寧に行うべきである。

エ 児童生徒や障がい者への人権意識を高めること

- ・ 言葉が出ないなど自己表現が苦手な子供の思いを代弁できるのは、保護者であり教員であることを常に認識すべきである。
- ・ 子供や保護者の声を聞く視点を持つべきである。
- ・ 子供の人権についての研修をしっかりと行うべきである。
- ・ 子供の自己選択、自己決定の保障など、権利擁護の研修が必要である。
- ・ 暴力、体罰の定義や事例、その後のつらい結果から学ぶことで、教師が自らの指導の在り方を再認識したり、他の教師の不適切な指導に気付いたりできるようにすることが重要である。

オ 教職員の一人一人が学校組織の一員である認識をもつこと

- ・ 今回の事案を先生個人の責任とするのではなく、学校組織全体の問題であると考えべきである。
- ・ 教職員一人一人のことを学校が把握しなければ、今後も適切ではない行為が起こるかもしれないことを認識すべきである。

カ 専門性のある教員を配置すること

- ・ 特別支援学校は高校と比較して講師の割合が高い現状があり、採用試験で面接により人物評価も行われて採用される本採の教員を増やすべきである。
- ・ 本採用、再雇用等の教員の割合を増やすことで、経験のある先生方を配置すべきである。
- ・ 再雇用に当たって、勤務時間や扱い方など働きやすい雇用方法を検討する必要がある。

2 教職員間に関する提言

ア 話し合いの土壌づくりを行うこと

- ・ 複数担任の学級が多い特別支援学校では、担任間の関係性を良好に保ち、子供の指導に関する話し合いがなされるようにすべきである。
- ・ 教員間の垣根を下げ、お互いに「困っているんだよね。どうしようか。」と相談できる風土をつくるべきである。

イ 教員同士が連携し合える話し合いの場を設けること

- ・ 個別の指導計画等を作成する際に、いろいろな先生方が参加すること、ベテランの先生が指導のノウハウを後輩の先生方に引き継ぐことを大切にすべきである。
- ・ 子供たちを中心に据えて先生方が協議をするという本来費やすべき時間をしっかりと位置付けていく必要がある。
- ・ 毎週10分、15分でも子供たちのことについて話し合う場を設け、みんなで協議していくことで、先輩教師の持っている指導のノウハウ等を共有したり、教

師間の垣根をなくして思っていることを出しやすくする必要がある。

ウ 情報共有や教材研究の時間を確保すること

- ・ 研修や研究等の在り方を見直し、子供のことを話し合う時間をしっかり確保すべきである。
- ・ 各校で業務を見直し、子供のことを話し合う時間を確保すべきである。

エ 児童生徒や保護者に、複数教員で関わること

- ・ 障がいのある子供たちの教育に当たっては、担任だけでなく、多くの先生方が関わる必要がある。
- ・ 子供たち一人一人のことを担任だけでなく、校長先生、教頭先生までもが、しっかり把握する必要がある。
- ・ 教師の複数体制での指導による弊害として、教師一人一人の責任意識や危機管理意識の低下を解消する必要がある。
- ・ 学級担任がチームとして力を合わせるという良い文化をさらに高める必要がある。
- ・ 教員間のコミュニケーションを図り、複数教員で子供たちによりよく関わる必要がある。
- ・ 一人の子供の指導支援を一人の教員に固定化するのではなく、複数教員で多角的に関わるべきである。

オ 経験の浅い教職員を支えるシステムをつくること

- ・ 子供たちへの関わりに悩んだり、苦しんだりしている先生を支える取組が必要である。
- ・ 新しい先生や経験の浅い先生を支えるシステムが必要である。

カ 校内支援の強化を図ること

- ・ 主に小中高校等の外部支援の役割を担っている特別支援教育コーディネーターによる校内支援がもっと行われるべきである。
- ・ 担任へのアドバイスや担任間へのアドバイス、必要に応じて保護者への聞き取りなど、特別支援教育コーディネーターの活用を工夫すべきである。

3 組織に関する提言

ア SOSを出すことができる組織をつくること

- ・ 使命感、責任感を捉え違い、一人で頑張り抱え込んでしまう教職員の意識を改革すべきである。
- ・ 自分から「できません」と言える雰囲気をつくる必要がある。
- ・ いろいろな人の力を借りながら課題を解決していくべきである。
- ・ 不適切な事案への対応など、事前に組織的な対応の決まりを作っておく必要がある。

イ 全職員で一人一人の子供を育てていくこと

- ・ 障がいのある子供たちの教育に当たっては、担任だけでなく、多くの先生方が

関わる必要がある。

- ・ 支援者が一人で抱え込まず、子供を支える関係者が支援者会議等でチームとなり、教育充実を図るべきである。

ウ 相互にチェックできる体制や相談体制の構築を図ること

- ・ 個別の指導計画等の作成に当たっては、子供や保護者を含め先生方が相互にチェックするようにすべきである。
- ・ 一人一人の子供の様子や状況を学年主任も加わり確認できるようにすべきである。
- ・ 児童生徒や保護者が相談できる組織体制をつくるべきである。

エ 組織として機能する報告体制を構築すること

- ・ 報告に関する基準を設けるべきである。
- ・ どの教師が子供のSOSをキャッチしたときでも、素早く、躊躇なく、直接管理職に報告できる仕組みを再構築すべきである。
- ・ 不適切な行為を周囲の教職員が見たときに、それが非常に重大な事案であるとすぐに認識できる意識改革が必要である。
- ・ どのレベルの事案が管理職までの報告が必要な事案なのかなど、具体的に決める必要がある。
- ・ 教師一人一人が、「こういう気づきがあったら、この先生につなぐ」という理解が必要である。
- ・ マニュアルを運用していくために、いくつかの事例を通して学部間で共有したり、学校間で共有するなど訓練的な取組も必要である。
- ・ トップダウンの体制だけでなく、現場の先生方が困っている状況やニーズを管理職がしっかりと把握して、施策に反映させることが必要である。

オ 様々な関係機関と連携を図ること

- ・ 障がいの多様性を踏まえ、学校だけでなく、各機関の専門家が学校の一員として取り組むことがとても重要である。
- ・ どの機関が子供の支援に係る関係機関を把握し、様々な知恵や経験を共有し、学校でも生かすことが必要である。
- ・ 特別支援学校は、地域との連携を深め、地域を応援団としながら学校教育をさらに充実させる仕組みや取組を強化し、積極的に情報発信していく必要がある。

カ 学校支援にあたる専門家の派遣を検討すること

- ・ 退職した校長など、沢山のノウハウを持っている方による支援チームが各校を訪問し、アドバイスを行うべきである。
- ・ 勤務実績が優れた退職教諭などが、生徒の指導だけでなく、教師へのサポート役となることも必要である。

4 保護者との関わりに関する提言

ア 保護者との関わりを一層重視すること

- ・ 保護者と学校とのつながり、担任との関わりをしっかりと重要なことと捉えるべきである。
 - ・ 子供を見たときに、保護者の顔が思い浮かぶような関わりをつくる必要がある。
 - ・ ケース会議、個別の教育支援計画の検討の場面など、保護者ともっと話ができる機会を工夫すべきである。
 - ・ 教師と保護者が子供を真ん中にして同じ側に座って子供の成長を一緒に見据えて話をしたり、役割分担をしたりすることが重要である。
 - ・ 保護者の本当の思いを共有する場を設けることにより、教員が保護者の心情に思いをはせる、想像するといった力をさらに培っていく必要がある。
- イ 保護者がもっと入りやすい学校づくりを行うこと
- ・ 保護者が疑問や不安に思ったり、気付いたりしたことを学校に言いやすいよう、担任以外の窓口を用意すべきである。
 - ・ 保護者が学校に行った際に、教室の様子や授業の様子を気軽に見ることができるような今以上に開かれた雰囲気を作る必要がある。
- ウ 保護者との情報交換の時間を確保すること
- ・ 学級等での懇談会だけでなく、その後、必要に応じて各保護者との情報交換の時間を確保することも大切である。
 - ・ 学校での様子や指導法などを随時保護者に連絡するなど、ともに協力して進めていく流れを普段から作っておく必要がある。
- エ 保護者からの情報を実践に生かしていくこと
- ・ 入学時に、保護者にアンケートをとり、子供たちの情報を収集するなどの工夫が大切である。
 - ・ 子供のパニック時の対応など、事前に情報を得ておくことで、学校と保護者の双方が安心できる状況をつくっておく必要がある。
 - ・ 保護者と確認したことについて、うまくいっているいないに関わらず進捗について情報共有する必要がある。
- オ 教育に関する計画を保護者と連携しながらつくること
- ・ 子供の夢や希望を実現するために、家庭・学校・福祉等の役割を決定する IEP ミーティングのような取組が必要である。
 - ・ 関係者が参画することで顔の見える支援体制をつくる必要がある。
 - ・ 支援者ミーティングの手法など、保護者との連携、協力に有効な手法を活用すべきである。
- カ 学校が関係機関との役割分担を行うこと
- ・ 家庭の中で困っていることについては、福祉機関に任せるなど関係機関との役割分担が大切である。
 - ・ スクールソーシャルワーカーを有効に活用すべきである。
 - ・ 関係機関と連携した保護者対応の組織など、組織的な保護者対応能力も必要である。

- キ 第三者的な立場での相談窓口の設置を行うこと
- ・ 保護者によっては、仕事が忙しいなどの理由から学校との距離感を感じている場合もある。
 - ・ 担任以外の相談先として、保護者がハードルが高いと感じる管理職ではなく、第三者の先生による相談窓口を設置すべきである。
 - ・ 保護者が疑問に思ったらすぐに相談できるような中立的な立場での相談窓口が必要である。
 - ・ 特別支援教育コーディネーターを活用した相談窓口の設置を検討する必要がある。
- ク 特別支援学校にスクールソーシャルワーカーの配置を検討すること
- ・ スクールソーシャルワーカーを活用し、教員に求められる保護者との連携や関係づくりに係る専門性向上を図る必要がある。
 - ・ 事案の解決に向け、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用すべきである。
 - ・ 当事者の間に入り、調整を行う専門機関を活用すべきである。